

# 資料編

## 目次

資料 1 相良村防災会議条例 .....	1
資料 2 相良村災害対策運営要綱 .....	3
資料 3 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 .....	8
資料 4 ヘリコプター発着予定一覧（熊本県指定） .....	9
資料 5 気象観測施設 .....	10
資料 6 通信施設 .....	11
資料 7 災害備蓄物資備蓄状況一覧 .....	12
資料 8 重要水防区間及び箇所 .....	14
資料 9 道路危険箇所 .....	15
資料 10 急傾斜崩壊危険箇所 .....	16
資料 11 山腹崩壊危険箇所 .....	18
資料 12 土石流危険渓流箇所 .....	19
資料 13 土石流発生危険箇所（村指定） .....	20
資料 14 崩壊土砂流出危険箇所（熊本県指定） .....	21
資料 15 相良村防災マップ .....	22
資料 16 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 .....	23
資料 17 球磨地方防災関係機関連絡先一覧 .....	26



## 資料1 相良村防災会議条例

昭和 38 年 10 月 3 日

条例第 14 号

改正 平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号

改正 平成 26 年 3 月 19 日条例第 1 号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、相良村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相良村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 相良村水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 相良村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 熊本県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 熊本県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村議会議員のうちから選任された者
  - (5) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、学識経験者及び村長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

### (議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 2 号)抄

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 相良村災害対策運営要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、相良村災害対策本部条例（昭和38年相良村条例第15号）及び相良村防災計画に基づき、相良村における防災に関し必要な事項を定め、もって災害時における被害の軽減と住民の安全を図ることを目的とする。

### 第2章 本部等の組織

#### (本部の位置)

第2条 相良村災害対策本部（以下「本部」という。）は、相良村役場に置く。

#### (組織)

第3条 本部は、別表1に定めるとおりとし、関係機関をもって組織する。

- 2 本部長は、村長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副村長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

#### (1) 教育長

(2) 相良村課設置条例（平成19年相良村条例第7号）に定める課の課長

(3) 会計管理者

(4) 議会事務局長

(5) 農業委員会事務局長

(6) 教育課長

(7) 消防団長

(8) その他本部長が必要と認める者

- 5 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

#### (本部会議)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- (2) 自衛隊の派遣要請に関する事項
- (3) 災害救助法の発動要請に関する事項
- (4) その他必要な事項

- 2 本部会議は、必要な都度本部長が招集する。
- 3 本部会議にやむを得ない事情により出席できない者は、代理者を出席させるものとする。
- 4 本部長は、本部会議の議長となる。

#### (本部室の組織)

第5条 本部室に本部室長（以下「室長」という。）本部室次長（以下「次長」という。）及び本部室員（以下「室員」という。）を置く。

- 2 室長は、総務課長をもって充てる。
- 3 次長は、行政係長をもって充てる。
- 4 室員は、総務課員をもって充てる。

## (本部室の事務)

第6条 本部室は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部会議に関する事項
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (3) 被害情報の報告及び公表に関する事項
- (4) 各部及び他の機関との連絡調整に関する事項
- (5) 自衛隊等の派遣申請に関する事項
- (6) 災害応急処置の業務命令に関する事項
- (7) その他本部長の指示する事項

## (室長等の職務)

第7条 室長は、本部長の命を受け本部室を統括する。

- 2 次長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 室長は、室員を必要の都度、必要の範囲で招集する。
- 4 室員は、上司の命を受け担当事務を処理する。

## (災害対策部)

第8条 災害対策部(以下「対策部」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務部 (2) 民生部 (3) 建設・経済部 (4) 出納部
- (5) 文教部 (6) 公安部 (7) 救急医療対策部

- 2 本部室、各対策部の事務分掌は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、その内容を本部室に合議するものとする。

## (対策部の組織)

第9条 対策部に対策部長、班長及び班員を置く。

- 2 対策部は、別表1に定めるものをもって充てる。
- 3 班員は、各関係課等に所属する職員をもって充てる。但し、緊急を要する場合は部を超えた業務に従事できるものとする。

## 第3章 職員の動員配置

## (本部設置前の配置体制)

第10条 気象業務法等に基づく災害に関する注意報、警報が発表され、本部長が注意体制をとる必要があると認めたときは、災害の防除及び被害の軽減を図るため、次表に掲げる体制により、警報の伝達及び災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。この場合において、本部長は、事前に待機職員の数等を定め、熊本県球磨地域振興局長に報告するものとする。

区分	部名	人員	備考
注意体制	本部室	1人	
	建設部	1人	
	総務部・民生部・経済部・出納部・文教部	1人	

- 2 震度4の地震が発表された場合には、本部室職員3名による警戒体制をとり、警報の伝達及び災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。

(本部設置後の配置体制)

第 11 条 本部を設置した場合は、災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

(配置体制の基準)

区分	配置時期	配置内容
第 1 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 局地的な災害が発生した場合 <input type="checkbox"/> その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	気象情報及び地震情報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。
第 2 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大する恐れがある場合 <input type="checkbox"/> その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第 1 配置により難い場合、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。
第 3 配置	<input checked="" type="checkbox"/> 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 <input type="checkbox"/> 震度 5 弱以上の地震が発生した場合 <input checked="" type="checkbox"/> 本部長が当該配置を指示したとき	全職員を持ってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。

2 前項の第 1 配置以下の職員配置は、相良村災害対策本部事務分掌による。

3 職員は、災害が発生した場合は、進んで上司との連絡をとり、又は自らの判断であらかじめ定められた業務に従事できるよう考慮するものとする。

(配置解除)

第 12 条 災害応急措置等の配置体制は、次の場合解除するものとする。

- (1) 災害発生のおそれのある注意報及び警報が解除されたとき。
- (2) 本部長が被害発生の危険が去ったと認めたとき。
- (3) その他本部長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

(勤務時間外における措置)

第 13 条 勤務時間外に発表された注意報及び警報を受理した職員は、直ちに室長に連絡し、室長は本部長に報告すると共に関係部長（関係課長）に連絡するものとする。

(災害速報)

第 14 条 災害の速報は、災害情報、部門別被害状況報告及び災害応急対策に要した経費に関する報告とする。

2 本部長は、村内の確実な災害情報及び被害情報を取りまとめ、熊本県球磨地域振興局長に報告するものとする。

(報告の方法)

第 15 条 前条の災害の速報については、無線、電話、その他最も迅速かつ確実な方法により報告するものとし、被害確定報告については、関係各部と連絡をとり文書により報告するものとする。

## 【相良村災害対策本部事務分掌】

部	部長 (副部長)	班長	班員	事務分掌
本部室	総務課長	行政係長	総務課員	1 本部会議に関する事項 2 災害情報の収集及び伝達に関する事項 3 被害情報の報告及び公表に関する事項 4 各部及び他の機関との連絡調整に関する事項 5 自衛隊等の派遣申請に関する事項 6 災害応急処置の業務命令に関する事項 7 その他本部長の指示に関する事項
総務部	税務課長 (議会事務局長)	主幹 又は 徴収係長	税務課員 議会事務局員	1 職員(休暇者、出張者、来庁者)の安否の報告に関する事項 2 庁内放送などでの情報伝達に関する事項 3 被害情報の収集(テレビ・電話等)に関する事項 4 食糧、飲料水、寝具の確保に関する事項 5 災害情報の広報に関する事項 6 その他総務部の分掌事務にかかる災害予防及び災害対策に関する事項
民生部	保健福祉課長	主幹 又は 福祉係長	保健福祉課員	1 災害救助法に関する事項 2 義援金および見舞品等の受付配分および運送保管に関する事項 3 日赤、その他との連絡事項 4 被災者の就職の斡旋に関する事項 5 食品衛生、飲料水施設に関する事項 6 清掃に関する事項 7 薬品衛生材料の供給に関する事項 8 防疫に関する事項 9 応急食料の確保に関する事項 10 負傷者および急病人等に関する事項 11 要援護者等の連絡調整に関する事項 12 その他民生部に関する事項
建設・経済部	建設課長 (産業振興課長) (農業委員会事務局長)	主幹 又は 管理係長・農政耕地係長	農委事務局員 産業振興課員 建設課員	1 必要物資の斡旋に関する事項 2 農畜林産物に対する技術応急措置に関する事項 3 被災農林水産業者、中小企業者に対する融資の斡旋に関する事項 4 労働力の確保および供給に関する事項 5 災害用舟艇の確保に関する事項 6 農業共同施設の応急対策に関する事項 7 林道、治山施設の応急対策に関する事項 8 土木施設の応急対策に関する事項 9 水防および水防資材に関する事項 10 交通途絶時の迂回等の設定等に関する事項 11 その他建設・経済部に関する事項
出納部	会計 管理者		会計室員	1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金等の保管に関する事項 3 応急対策物資の購入出納に関する事項 4 その他出納部に関する事項
文教部	教育長 (教育課長)	主幹 又は 学校教育係長	教委事務局員	1 応急学童対策に関する事項 2 その他文教部に関する事項

部	部長 (副部長)	班長	班員	事務分掌
公安部	消防団長 (副団長)	分団長	消防団員	<p>1 災害応急施設に関する事項</p> <p>2 交通指導および取締りならびに緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>3 その他公安警備に関する事項</p> <p>消防団長の団員に対する出動命令後は、各分団より 2 名、連絡員として本部に勤務させる。</p> <p>第 1 分団～第 6 分団 = 相良村役場</p> <p>第 7 分団～第 9 分団 = 四浦出張所または林業総合センター</p>
救急 医療 対策部	村医	消防団員および役場職員の中から本部長または部長が指示した者		<p>1 救護班に関する事項</p> <p>2 患者輸送に関する事項</p> <p>3 救急医療薬品等の供給に関する事項</p>

## 資料3 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(状況により変更有)

平成30年6月

避難対象地区	異常現象別指定緊急避難場所及び指定避難所				
	洪水	崖崩れ	土石流	地震	大規模な火事
山手・夜狩尾・牛駄場	林業総合センター	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)
椎葉	上四浦集落センター	上四浦集落センター	上四浦集落センター	上四浦集落センター	上四浦集落センター
中ノ原					
山口					
深水					
大谷	林業総合センター	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)	相良北小学校(体育館)
田代					
瀬馳		林業総合センター	林業総合センター	林業総合センター	林業総合センター
初神					
六藤					
晴山					
平川					
上下坂					
上川上・上川下	川辺構造改善センター	川辺構造改善センター	川辺構造改善センター	川辺構造改善センター	川辺構造改善センター
廻					
松馬場	松馬場集落センター	松馬場集落センター	松馬場集落センター	松馬場集落センター	松馬場集落センター
上園					
永江	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館
朝迫・実					
松葉		柳瀬構造改善センター	柳瀬構造改善センター	柳瀬構造改善センター	柳瀬構造改善センター
棚葉瀬					
(深水)新村・前田					
境田					
平原					
永谷					
蓑毛					
(柳瀬)新村					
西村	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館	相良村総合体育館
十島					
井沢					
並木野					
吉野尾					

想定収容人数：上四浦集落センター（300人）相良北小学校体育館（350人）林業総合センター（300人）

川辺構造改善センター（300人）松馬場集落センター（30人）相良村総合体育館（1,000人）

柳瀬構造改善センター（300人）

資料4 ヘリコプター発着予定一覧（熊本県指定）

予定地	所在地	予定地面積 (タテ×ヨコ)	備考
高原飛行場跡	柳瀬字新並木	100m × 75m	凹凸あり
相良村運動公園	深水字松葉	115m × 113m	ナイター設備あり
相良南小学校	深水字松葉	100m × 50m	北側に校舎あり
相良北小学校	四浦字尾崎	75m × 50m	南側に校舎・ナイター設備
夜狩尾生活改善センター	四浦東夜狩尾	53m × 27m	山間地

## 資料5 気象観測施設

### 【雨量観測局一覧表】

NO.	観測所名	所在地	管理者
1	山手（テメータ）	四浦字山手 4931-25	川辺川ダム砂防事務所
2	椎葉（テメータ）	四浦字椎葉国有林60林班	川辺川ダム砂防事務所
3	四浦（テメータ）	四浦字舟渡 795-1	川辺川ダム砂防事務所
4	相良（テメータ）	柳瀬字永谷 3317	川辺川ダム砂防事務所
5	県四浦（テメータ）	四浦西	県砂防課
6	県山手（テメータ）	四浦	県砂防課

### 【水位観測所一覧】

NO.	観測所名	河川名	所在地	管理者
1	四浦（テメータ）	川辺川	四浦字船渡 795-1	川辺川河川事務所
2	柳瀬（テメータ）	川辺川	柳瀬字山の田 127-2	川辺川河川事務所
3	県川辺	川辺川	川辺字下永江	県河川課

### 【地震観測施設】

村内には、県が整備した震度計が1箇所設置されており、気象庁（熊本地方気象台）及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備が行われている。

NO.	観測局	設置場所	
1	相良	相良村大字深水 2500-1	相良村役場

## 資料6 通信施設

呼出名称	種類	無線局の設置場所	備考
ぼうさいさがら	固定局	役場（端末局）	熊本県防災行政無線
建設相良	固定局（多重）	国土交通省 川辺川ダム砂防事務所	国土交通省無線局
建設相良 11～16	陸上移動局		
建設山手	固定局（多重）		山手中継所内
ぼうさい さがらむらやくば	親局	相良村役場	相良村防災無線
	中継局（1）	北獄	
	車載型（2）	役場公用車	
	携帯型	トランシーバー（72）	
	告知放送（有線）	告知放送端末機（1,615） 屋外拡声子局（14）	相良村行政告知放送
	衛星携帯電話	上四浦区（3）	衛星携帯電話

## 資料7 災害備蓄物資備蓄状況一覧

## (1) 食糧

平成30年6月

	備品名	購入年度	数量	消費期限	保管場所
1	飲料水(2ℓ)	H25	54本	H31.8.28	役場
		H27	42本	H33.3.23	役場
		H29	30本	H35.7.18	役場
2	白飯(100g)	H26	50食	H32.3	役場
		H27	50食	H33.2	役場
		H28	100食	H34.5	役場
	わかめご飯(100g)	H26	200食	H35.3	役場
3	味噌汁	H24	240食	H30.3	役場

## (2) 備蓄用品

	備品名	購入年度	数量	保管場所
1	アルミマット(折り畳み式)	H27	100個	役場
2	ブルーシート	H27	50枚	役場

## (3) 福祉用品

	備品名	購入年度	数量	保管場所
1	衝立	H23	10個	役場
2	ワイドペール	H23	2個	役場
3	担架	H23	4台	役場
4	エアマット	H23	3台	役場
5	アーチ型フリーデスク	H23	3台	役場
6	センターバランスベッド	H23	7台	役場
		H23	3台	川辺川園
7	歩行器	H23	5台	役場
8	車いす	H23	5台	役場
9	シルバーカー	H23	4台	役場
		H23	1台	川辺川園
10	ポータブルトイレ	H23	5個	役場
11	防水シート	H23	20枚	役場
12	うす型パンツM-L(16枚入)	H23	28袋	役場
	うす型パンツLL(14枚入)	H23	17袋	役場
13	紙おむつM(20枚入)	H23	6袋	役場
	紙おむつL(17枚入)	H23	6袋	役場
14	尿とりパッド(48枚入)	H23	36袋	役場
15	トイレ処理パック(240枚入)	H23	10箱	役場
16	おしりふき(30枚入)	H23	50袋	役場
17	ゴム手袋M(100枚入)	H23	10個	役場

資料編  
資料 7 災害備蓄物資備蓄状況一覧

1 8	マスク ( 50 枚入 )	H 2 3	2 0 個	役場
1 9	消毒液 ( 1ℓ )	H 2 3	1 0 本	役場
2 0	災害用トイレ処理セット	H 2 8	4 0 0 回	役場

## 資料8 重要水防区間及び箇所

## (1) 河川の部

番号	河川名	箇所	延長(m)	危険状況	備考
1	球磨川	大字柳瀬	右岸 30	漏水対策未施工 B	国管理
2	球磨川	大字柳瀬	右岸 240	河道断面不足 B 漏水対策未施工 B	国管理
3	球磨川	大字柳瀬	右岸 60	漏水対策未施工 B	国管理
4	川辺川	大字柳瀬	左岸 180	河道断面不足 B	国管理
5	川辺川	大字柳瀬	右岸 590	河道断面不足 B	国管理
6	球磨川	大字柳瀬	右岸 2,340	要注意	国管理
7	川辺川	大字川辺～深水	右岸 1,700 左岸 3,500	堤防高不足 A	県管理
8	川辺川	大字川辺	右岸 300 左岸 300	堤防高不足 B	県管理
9	川辺川	大字四浦西～四浦東	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足 B	県管理
10	川辺川	大字深水左岸			村指定
11	川辺川	大字柳瀬左岸			村指定

## (2) 道路の部

番号	路線名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法	備考
1	国道445号	(川辺)雨宮	800	冠水	積土俵	県指定
2	国道445号	(四浦)広瀬(湯取野)	300	冠水	積土俵	県指定
3	村道永江瀬馳線	(川辺)永江～(四浦)平川	600	冠水	積土俵	村指定
4	村道前田松馬場線	(深水)棚葉瀬	300	冠水	積土俵	村指定
5	村道大曲線	(深水)大曲	400	冠水	積土俵	村指定

### 資料9 道路危険箇所

番号	路線名	場所	危険内容	備考
1	国道445号	四浦・荒瀬・瀬戸	落石・崩壊・擁壁	県指定
2	県道多良木相良線	永谷・湯取野	落石・崩壊	県指定
3	県道相良人吉線	(四浦)初神	落石・崩壊	県指定
4	村道永江瀬馳線	永江～瀬馳	落石	村指定
5	村道前田松馬場線	棚葉瀬～上園	落石	村指定
6	村道大曲線	大曲～平原	落石	村指定
7	村道八田線	新村～八田	落石	村指定

## 資料10 急傾斜崩壊危険箇所

## (1) 熊本県指定

番号	箇所名	傾斜	長さ	高さ	戸数	備考
1	(四浦)深水	45度	200m	70m	6戸	
2	(四浦)大谷A	45度	220m	40m	7戸	
3	(四浦)大谷	45度	90m	80m	4戸	
4	(四浦)椎葉	45度	420m	120m	13戸	
5	(四浦)津留	35度	240m	40m	5戸	
6	(四浦)山口	39度	90m	90m	5戸	
7	(四浦)平	45度	100m	50m	5戸	
8	(川辺)下松馬場A	41度	90m	30m	6戸	
9	(川辺)上川辺A	45度	130m	50m	3戸	
10	(四浦)山手	45度	100m	30m	1戸	
11	(四浦)小野C	45度	80m	30m	1戸	
12	(四浦)小野B	39度	80m	60m	4戸	
13	(四浦)田代	45度	130m	80m	4戸	
14	(四浦)初神B	42度	60m	90m	1戸	
15	(四浦)初神A	37度	100m	80m	3戸	
16	(四浦)六藤	37度	100m	30m	3戸	
17	(四浦)中ノ原	45度	120m	50m	2戸	
18	(四浦)小野A	38度	150m	80m	2戸	
19	(四浦)小野D	35度	100m	130m	3戸	
20	(四浦)小柏	36度	90m	70m	1戸	
21	(川辺)高尾野A	37度	70m	40m	4戸	
22	(川辺)高尾野B	45度	120m	60m	4戸	
23	(川辺)高尾野C	45度	180m	60m	3戸	
24	(川辺)永江A	45度	60m	25m	2戸	
25	(川辺)永江B	45度	80m	40m	3戸	
26	(川辺)下松馬場B	40度	90m	30m	2戸	
27	(川辺)雨宮	65度	70m	25m	4戸	
28	(四浦)晴山	34度	60m	50m	2戸	
29	(四浦)平川	45度	110m	30m	4戸	
30	(四浦)平野	45度	90m	20m	2戸	
31	(四浦)上下坂A	45度	50m	20m	1戸	
32	(四浦)上下坂B	34度	70m	30m	1戸	
33	(川辺)上川辺B	45度	130m	50m	2戸	
34	(川辺)雨宮					
35	(四浦)六藤 A					
36	(四浦)平川 A					
37	(四浦)中ノ原 A					
38	(川辺)永江 C					

(2) 村指定

番号	場所	番号	場所	番号	場所
1	椎葉	1 2	初神	2 3	上川下
2	牛駄場	1 3	萩	2 4	松馬場
3	山手	1 4	小野	2 5	上園
4	山口	1 5	袴谷	2 6	永江
5	上小谷	1 6	大谷	2 7	棚葉瀬
6	下小谷	1 7	田代	2 8	境田
7	小川内	1 8	晴山	2 9	三石
8	中ノ原	1 9	平川	3 0	八田
9	中尾	2 0	廻	3 1	井沢
1 0	平	2 1	高尾野		
1 1	小柏	2 2	上川上		

## 資料11 山腹崩壊危険箇所

## (1) 熊本県指定

番号	位置	被害想定地区の状況				治山事業進捗状況		保安林 の指定
		人家 戸数	公共 施設	災害弱者 関連施設	道路等	着工年度	進捗状況	
1	四浦字上椎葉	1 3			林道	S 5 4	既成	有
2	〃 中ノ原	6	1		林道	S 5 4	既成	無
3	〃 岳野	0			村道		無	無
4	〃 中尾	4			村道	S 5 3	既成	無
5	〃 大谷	2 2			県道		既成	無
6	〃 平	5			林道		無	無
7	〃 田代	4 3	1		県道	S 4 9	既成	無
8	川辺字 高尾	1 5			村道		無	有
9	〃 赤坂	6 3			村道		無	無
10	〃 山口	3			林道		無	有
11	永江 内目	6 0		1	県道		既成	有
12	四浦字 野原	0			県道		無	無
13	〃 山手	1 1			村道		無	有
14	〃 深水	1 9			国道		既成	有
15	〃 潟馳	2			国道		無	無
16	〃 尾方原	0			県道		無	無
17	〃 六藤	5			国道		無	無
18	〃 平川	4			国道		無	無
19	川辺字 回	2 5			国道		無	有
20	〃 上川辺	1 6			県道		無	無
21	四浦字上松ノ尾	4 0			国道		既成	有
22	〃 津留	5			林道		無	有

## (2) 村指定

1	四浦多武平	人家戸数 11戸
2	四浦 平	人家戸数 11戸

## 資料12 土石流危険渓流箇所

### (1) 熊本県指定

番号	渓流番号	河川名	渓流名	発生流域面積	保全対象	
					戸数	耕地面積
1	A 4 3	川辺川	椎葉谷川	0.48 km <sup>2</sup>	6戸	
2	A 4 4	川辺川	山口谷川	0.74 km <sup>2</sup>	10戸	1.6ha
3	A 4 5	川辺川	山口谷川	5.21 km <sup>2</sup>	10戸	1.9ha
4	A 4 6	川辺川	大谷谷川	1.53 km <sup>2</sup>	16戸	1.0ha
5	A 4 7	川辺川	田代川	0.23 km <sup>2</sup>	14戸	0.8ha
6	A 4 8	川辺川	田代川	0.10 km <sup>2</sup>	38戸	1.7ha
7	A 4 9	川辺川	初神川	0.10 km <sup>2</sup>	31戸	11.3ha
8	A 5 0	川辺川	小柏川	1.84 km <sup>2</sup>	7戸	3.3ha
9	A 5 1	川辺川	晴山谷川	0.53 km <sup>2</sup>	5戸	3.8ha
10	A 5 2	川辺川	晴山谷川	0.26 km <sup>2</sup>	8戸	1.2ha
11	A 5 3	川辺川	晴山谷川	0.18 km <sup>2</sup>	5戸	3.2ha
12	B 3 4	川辺川	椎葉谷川	0.10 km <sup>2</sup>	3戸	
13	B 3 5	川辺川	椎葉谷川	0.20 km <sup>2</sup>	4戸	
14	B 3 6	川辺川	椎葉谷川	0.12 km <sup>2</sup>	4戸	
15	B 3 7	川辺川	藤田谷川	3.41 km <sup>2</sup>	1戸	
16	J 0 3					

### (2) 村指定

番号	渓流名	流域面積	人家戸数	公共道路の種類	備考
1	椎葉谷	7.6 km	5戸	林道 100m	
2	椎葉谷	7.3 km	5戸	林道 100m	
3	初神谷	3.1 km	5戸	林道 100m	
4	六藤谷	0.5 km	5戸	無	
5	平野谷	0.1 km	5戸	林道 100m	
6	晴山谷	1.6 km	6戸	林道 100m	
7	平川谷	1.1 km	6戸	村林道 100m	
8	橋谷	2.0 km	3戸	林道 100m	
9	芝落谷	4.0 km		林道 100m	
10	雨谷	1.0 km		林道 100m	
11	新曾谷	3.0 km	5戸	林道 100m	

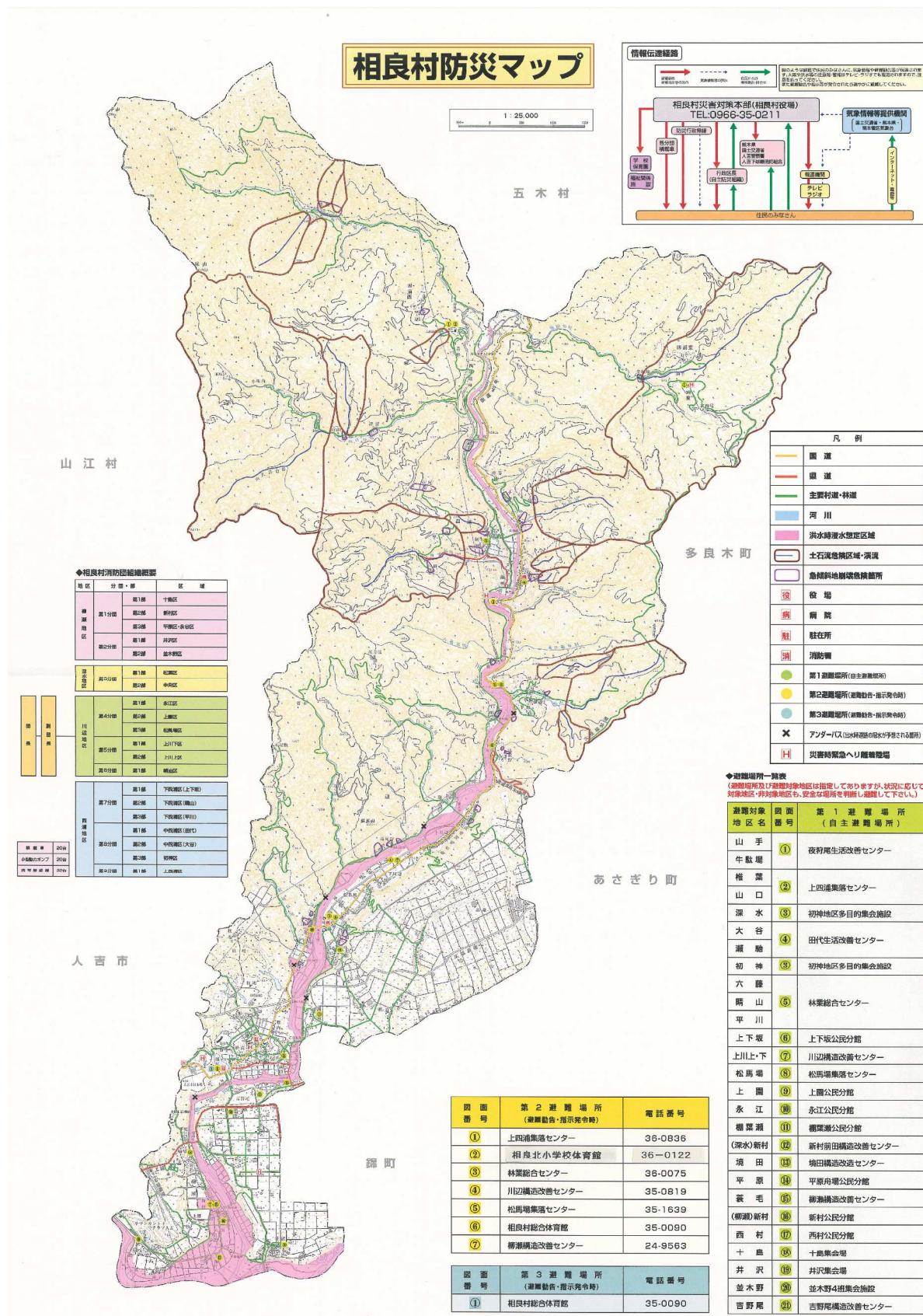
## 資料13 土石流発生危険箇所（村指定）

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	椎葉谷川	6	六藤谷川	1 1	天堂谷川
2	袴谷川	7	北川谷川	1 2	白木谷川
3	大谷川	8	晴山谷川	1 3	芝落谷川
4	山口谷川	9	平野谷川	1 4	雨谷川
5	初神谷川	1 0	平川谷川	1 5	新曾谷川

資料14 崩壊土砂流出危険箇所（熊本県指定）

番号	位置 地区名	直接保全対象施設		治山事業		保安林の指定	流出区間延長(m)	
		人家戸数	公共施設		着工年度	進捗状況		
			種類	数量(m)				
1	四浦字夜狩尾A	11	林道	1,200		無	有	1,500
2	”夜狩尾B	2	林道	200		既成	有	1,300
3	”上椎葉	5	林道	700		無	有	1,900
4	”中ノ原	4	林道	700	S4 6	既成	有	1,700
5	”小谷	6	林道	1,100	S5 4	既成	有	800
6	”津留	1	林道	600	S5 4	既成	有	300
7	”山口A	0	林道	200		既成	有	1,700
8	”山口B	13	林道	700	S5 5	一部	有	1,300
9	”小川内	0	林道	100	S5 4	既成	有	1,000
10	”荒瀬	3	国道	100		無	無	2,000
11	”深水前	4	国道	100	S3 2	既成	無	700
12	”多武平	8	国道	100	S5 6	既成	無	1,800
13	”大谷上	20	国道	100	S5 6	既成	無	1,200
14	”平の下	6	林道	300		既成	有	1,000
15	”小柏	6	林道	500	S5 5	既成	有	1,300
16	”六藤	13	村道・発電所	200.1		無	有	1,800
17	”永日縁	4	国道	700		無	無	700
18	”晴山谷	15	林道	400	S4 8	一部	無	500
19	”晴山	8	林道	1,800		無	有	1,800
20	”湯取野	16	国道	200	S4 8	既成	無	400
21	川辺字白木谷	13	村道	300	S2 5	既成	有	3,500
22	”橋谷	7	村道	300		既成	有	600
23	”新曾谷	8	国道	100.70		既成	有	1,700
24	四浦字桐木谷	20	村道			既成	有	
25	川辺字丸尾	35	村道			既成	有	
26	四浦字宮本	40	村道			既成	無	

## 資料15 相良村防災マップ



「この地図は、国土地籍課長の承認を得て、阿蘇市行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号: 甲18518, 第376号)」

## 資料16 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

### (1) 特別警報・警報・注意報の種類

種類	発表基準
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）大雨特別警報（浸水害）大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報
	暴風特別警報
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 波浪特別警報 高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

種類	発表基準
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壤雨量指数基準は、1km格子毎に値を設定している。なお、1km格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されている。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まつてくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能。

(2) 警報、注意報の発表基準

平成 24 年 5 月 29 日

相良村	府県予報区	熊本県	
	一次細分区域	球磨地方	
	市町村等をまとめた地域		
警報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 70mm
	( 土砂災害 )	土壤雨量指数基準	191
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 70mm
		流域雨量指数基準	川辺川流域=44
		複合基準	1 時間雨量 40mm かつ 流域雨量指数川辺川流域=38
		指定河川洪水予報による基準	球磨川 [ 人吉 ]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 24 時間降雪の深さ 20cm
			山地 24 時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40mm
		土壤雨量指数基準	124
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	川辺川流域=35
		複合基準	-
		指定河川洪水予報による基準	球磨川 [ 人吉 ]
	強風	平均風速	10m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 24 時間降雪の深さ 5cm
			山地 24 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% で、実効湿度 65%	
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか	
		1 気温 3 以上のお好天	
		2 低気圧等による降雨	
		3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が 4 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合	
		冬期：平地で最低気温が -5 以下	
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3 以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温 -2 ~ 2	
記録の短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm

## 資料17 球磨地方防災関係機関連絡先一覧

機関名	連絡先	機関名	連絡先
県球磨地域振興局総務振興課	0966-24-4112	九州農政局消費・安全部 地域第三課	0966-22-5144
県球磨地域振興局保健福祉環境部 (人吉保健所)	0966-22-3107	熊本南部森林管理署	0966-23-3311
県球磨地域振興局 農林部農業振興課	0966-24-4117	陸上自衛隊第8師団西部方面特科 連隊第3大隊	0984-33-3904
県球磨地域振興局 土木部維持管理課	0966-24-4119	自衛隊熊本地方連絡部 人吉募集事務所	0966-22-4704
球磨教育事務所	0966-24-7775	(社)人吉市医師会	0966-22-3065
球磨農業研究所	0966-45-0470	(社)球磨郡医師会	0966-42-4797
城南家畜保健衛生所	0966-22-3814	九州電力(株)人吉営業所	0120-986-608
市房ダム管理所	0966-44-0304	九州電力(株)人吉電力所	0966-22-2289
県八代地域振興局土木部	0965-33-4165	電源開発(株)西日本支店 南九州電力所	0966-24-3100
県芦北地域振興局土木部	0966-82-2531	N T T西日本熊本支店人吉営業所 携帯電話から	0966-22-4210 0120-444-113
県企業局発電総合管理所	096-213-7611	J R九州熊本鉄道事業部 人吉工務センター	0966-24-4958
人吉警察署	0966-24-4110	くま川鉄道(株)	0966-23-5011
多良木警察署	0966-42-4110	産交バス(株)人吉営業所	0966-22-5205
人吉下球磨消防組合	0966-22-5241	九州産交運輸(株)人吉営業所	0966-23-2530
上球磨消防組合	0966-42-3181	日本通運(株)人吉支店	0966-22-2730
人吉市	0966-22-4478	佐川急便(株)人吉店	0966-24-0411
錦町	0966-38-1111	人吉警察署深水駐在所	0966-35-0003
あさぎり町	0966-45-1111	人吉下球磨消防組合 中央消防署 中分署	0966-24-1243
多良木町	0966-42-6111	緒方医院	0966-35-0131
湯前町	0966-43-4111	権頭医院	0966-36-0008
水上村	0966-44-0311	四浦郵便局	0966-36-0342
相良村	0966-35-0211	川郵便局	0966-35-0342
五木村	0966-37-2211	相良中学校	0966-35-0050
山江村	0966-23-3111	相良南小学校	0966-35-0009
球磨村	0966-32-1111	相良北小学校	0966-36-0122
国土交通省八代河川国道事務所 人吉出張所	0966-22-3244	J Aくま錦支所相良店	0966-35-0221
国土交通省川辺川ダム砂防事務所	0966-23-3174	相良村商工会	0966-35-0504